

## 第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会（第6回）議事録

日時 平成26年10月2日（木） 午前9時半～午前12時

場所 船橋市役所9階 第1会議室

出席者 19名（欠席11名）

傍聴者 0名（定員5名）

### 議事

- 議事1 「各論 第3章 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等」  
修正案について
- 議事2 「各論 第5章 生活環境」修正案について
- 議事3 「各論 第7章 差別の解消及び権利擁護の推進」修正案について
- 議事4 「推進体制」修正案について
- 議事5 「各論 第1章 生活支援」について
- 議事6 「各論 第4章 雇用・就業、経済的自立の支援」について

### 議事概要

#### 1 開会

##### ○事務局（障害福祉課 渋谷）

皆さん、おはようございます。事務局でございます。それでは定刻となりましたので、ただいまから「第6回第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」を開催させていただきます。会議に先立ちまして本日の資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料について、お手元の確認をお願いいたします。

資料1「第6回第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会の議事について」、資料2「各論 第3章 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等（修正案）」、資料3「各論 第5章 生活環境（修正案）」、資料4「各論 第7章 差別の解消及び権利擁護の推進（修正案）」、資料5「推進体制（修正案）」、資料6「各論 第1章 生活支援」、資料7「各論 第1章 生活支援（第2次計画進捗状況）」、資料8「各論 第4章 雇用・就業、経済的自立の支援」、資料9「各論 第4章 雇用・就業経済的自立の支援（第2次計画進捗状況）」、その他「本日の次第」、「座席表」等、配布させていただいております。以上が

本日の資料となりますが、不足等がありましたら事務局にお申し出ください。

次に本日の発言に当たっての注意事項、お願いがございます。お手元のマイクは発言の際にスイッチをお入れください。スイッチを入れますと赤いランプが点滅いたします。また、発言が終わりましたらスイッチを切って、赤いランプが消えた状態に戻していただきたいと思っております。また、発言の際にはお名前を最初におっしゃっていただくよう、お願い申し上げます。本日の会議につきましては、船橋市情報公開条例第25条に基づき公開となり、会議の傍聴のほか、会議録、委員の氏名等の公表することとなっております。次回以降、個人情報などの不開示情報を含む議事の場合、非公開となることもありますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局側に職員の異動がありましたので報告させていただきます。障害福祉課の二野補佐が異動となりましたので、後任として私、渋谷が補佐を拝命いたしました。よろしくお願いいたします。

続きまして私の後任として計画係長の福原でございます。

○事務局（障害福祉課 福原）

福原でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

本日の議事の進め方ですが、1時間ほど議論を行ったあと、休憩時間を10分ほど入れる予定で考えております。それでは、このあとの進行は中坪委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○中坪委員長

はい、委員長でございます。それでは、ただいまから「第6回第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」の議事に入らせていただきます。お忙しい中、お集まりいただきましてご苦勞様でございます。伺うところによりますと、本日は12時前には終えてほしいということでございます。あとの会がいろいろ詰まっているということでございますので、よろしくお願いいたします。本日は30人の委員の方の中で、19名の委員の方に御出席をいただいております。「第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要項」第5条第2項の規定により、過半数以上の出席となります。委員会は成立をしていいということでございます。なお、本日の傍聴者の定員5名としておりますが、傍聴者の希望はありますでしょうか。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

事務局です。本日の傍聴の希望はございません。

○中坪委員長

はい、委員長です。それでは本日の議事事項に入ります。議事の1、「各論 第3章 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等（修正案）」について、事務局より説明をお願いいたします。

## 2 議事

### 議事1

「各論 第3章 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等（修正案）」について

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。よろしくお願いいたします。前回同様、具体的な計画案の議事に入る前に、計画案のどの部分について本日議事を行うかを御説明させていただきます。資料1「第6回第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会議事について」をごらんください。本日は、四角の枠で囲まれている内容について議論を行ってまいりたいと思います。議事1から議事4にて、前回までの委員会での意見を踏まえた説明をさせていただきたいと思います。議事5「生活支援」、議事6の「雇用・就業、経済的自立の支援」については、今回初めて示させていただき、皆様からの御意見を伺わせさせていただきたいと思います。

それでは議事1「各論 第3章 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等」修正案について御説明させていただきます。それでは資料2「各論 第3章 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等」をごらんください。修正箇所について、削除部分を取り消し線、追加した部分を下線という形で示させていただいております。

第3章の修正内容といたしまして、文言修正等をさせていただいておりますが、内容についての大幅な変更はございません。会議内で皆様からの御意見に対して、庁内で確認させていただきました事項について御説明させていただきたいと思います。

ページの6ページをお開きください。項目の6、「学校施設・設備の充実」の項目の議論の際に、「障害者用トイレの設置数、エレベーターの設置数についての状況はどうなっているか」との御意見をいただきました。担当課に確認させていただきましたところ、障害者用トイレの設置数につきまして、市内小学校で82カ所、市内中学校で60カ所となっており、小・中学校の合計で142カ所設置しているという回答をいただきました。また、あわせて「エレベーターの設置状況について、どうなっているか」の御意見を伺いました。エレベーターの設置状況については、現在、西海神小学校と葛飾小学校の2カ所に設置されているということです。

議事1「各論 第3章 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等」修正案についての御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中坪委員長

委員長です。ただいまの御説明について何か御意見等、あるいはお尋ね等があればお出しただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山田委員

「ちばMDエコネット」の山田です。今の障害者用トイレ、エレベーターの紹介ありがとうございました。船橋小学校は大規模改築がほぼ終わったところだと思うんですけども、船橋小学校にはエレベーターは設置されなかったのでしょうか。確認させていただきたいと思います。

○中坪委員長

委員長です。事務局、よろしいですか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局です。先ほどの件ですが、船橋小学校のエレベーター設置状況について御回答させていただきます。今、西海神小学校と葛飾小学校について設置されているという御説明させていただきました。26年度中においても、エレベーターの設置について、小学校において3校、中学校において2校、エレベーターの設置を推進しているという状況で、船橋小学校についてもエレベーター設置について行っているという状況です。

○中坪委員長

はい、委員長です。よろしいでしょうか。

○山田委員

はい、ありがとうございます。

○中坪委員長

ほかには、いかがでしょうか。

○島田委員

公募委員の島田と申します。多目的トイレについてなのですが、設置場所というのは、どのようなものでしょうか。実は小・中学校というのは、防災時には緊急避難場所として使われると思うんですね。そういう場合に、障害者の方が避難した場合に、使われ

ることが可能な場所に設置されているかどうかということで、お尋ねしたいと思います。

○中坪委員長

はい、委員長です。事務局でよろしいですか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。学校内に多目的トイレが置いてあるという確認させていただいているんですけども、詳しいその場所とかについては、詳細まではこちらで今現在、把握できていない状況です。以上です。

○中坪委員長

委員長です。よろしいでしょうか。

○島田委員

はい、承知しました。

○中坪委員長

ほかには、いかがでございますでしょうか。特に御意見等がなければ、次の議題に移りたいと思います。それでは次の議題になります。議事の2「各論 第5章 生活環境」修正案についてでございます。事務局から御説明お願いいたします。

## 議事2

### 「各論 第5章 生活環境」修正案について

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。続きまして議事2、「各論 第5章 生活環境」修正案について御説明させていただきます。それでは資料3「各論 第5章 生活環境」をごらんください。こちらにつきましても、前回からの修正箇所については、削除部分については取消し線、追加した部分については下線で示させていただいております。

第5章の修正内容といたしましては、「基本方針」と課題（4）について、「心のバリアフリー化の推進」を記載させていただいております。資料3の6ページをお開きください。前回の会議において、「心のバリアフリー化の推進」について事務局案としては「生活環境」の分野で整理させていただきましたが、会議内の意見において、こちらの項目については「生活環境」ではなく、資料4「各論 第7章 差別の解消及び権利擁護の推進」に記載したほうがよいのではないかと御意見をいただきました。そのことに伴い、第5章「生活環境」から、第7章「差別の解消及び権利擁護の推進」に、こちらの項目につい

て章の記載を変更させていただいております。

続きまして資料3、5ページをお開きください。こちらの項目(5)「段差等の解消」について修正させております。課題3「障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進」の項目として、前回の事務局案では項目5「段差等の解消」と項目8「人にやさしい歩道への整備」と二つの項目で記載させていただいておりましたが、修正案としましては項目5の「段差等の解消」と項目8の「人にやさしい歩道への整備」を一つの項目にまとめ、項目5「人にやさしい歩道への整備」という修正をさせていただいております。

議事2「各論 第5章 生活環境」の修正案についての説明は以上となります。

○中坪委員長

はい、委員長です。2点変更の御説明がありました。このことについて御意見等があればお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山本委員

「視覚障害者協会」の山本ですが。歩道の整備はもちろんですが、昨今、皆さんもニュース、ラジオ、テレビなどで、新聞などで聞かれたかと思うのですが、埼玉で女性がですね、健常者に対して暴行された。もう一つは、盲導犬も何か鋭利なもので傷をつけられている。船橋では、そういうことがあってはいけませんので、ぜひ皆さんにお願いしたいことは、私なんか歩道を歩いていて、皆さん方は、私以外見えますので、どうかより一層です、注意をしていただきたい、協力をしていただきたいと。もちろん、役所の方もそうですが。そうしないと今は、本当に一人で歩くのが大変なんですね。そういう大きな事故があります。ぜひ、そういうことを守っていただきたいと思います。まだまだ心の福祉、心のバリアフリーが行き渡っていない。これは我々団体も責任があると思いますが、皆様方もよろしく御協力のほどお願いいたします。以上です。

○中坪委員長

はい、委員長です。内容については、共通理解をいただけるかと思いますが、「心のバリアフリー化の推進」のほうは、ここの所ではなくて、第7章に移して、しっかり進めていくということだろうというふうに理解したいと思います。

○山本委員

わかりました。

○中坪委員長

そのことも含めて、今の話を含めていただけたらいいかなと思います。いかがでしょうか。

○島田委員

道路の整備に関してなんですけれども。公募委員の島田です。私の住んでいる地域でも、市道のところに御自宅から車を出し入れるのための、いわゆるステップ板というか、縁石を置いている方がいっぱいいらっしゃるんですね。お宅によっては御自宅から、いわゆるステップ板使わずに市道のほうに、斜めに車庫から道をつくっていらっしゃる方もいらっしゃるんですけども。私たちが歩いていると、車いすだとか、私はカートを引いていますからそこに、狭い道なのでぶつかるんですね。その辺が船橋の条例では、置いていいものなのか、あるいはいけないものなのかということが私、わかりませんが、この際、市で対策を講じていただければありがたいと思います。以上です。

○中坪委員長

委員長です。御要望ということで、具体化に当たって、いろいろ施策を詰めていただくということになりましょうか。事務局から御意見をいただいたほうがよろしいですか。

○島田委員

島田です。これは単なる要望です。建設課とか都市整備課の方が担当するかと思います。また、お伝え願えればと思います。

○中坪委員長

わかりました。そういうこととして、また受けとめさせていただくということにいたします。そのほかには、いかがでございましょうか。そうしましたら、第5章の「生活環境」の修正案については、お認めいただいたということにしたいと思います。

それでは次になります。議事の3になります。第7章「差別の解消及び権利擁護の推進」修正案についてということです。御説明をお願いいたします。

### 議事3

「各論 第7章 差別の解消及び権利擁護の推進」修正案について

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。それでは議事3「各論 第7章 差別の解消及び権利擁護の推進」修正案について御説明させていただきます。資料4「各論 第7章 差別の解消及び権利擁護の推進」をごらんください。こちらにつきましても修正箇所について、削除部分については取り消し線、追加部分については下線で記載させていただいております。

資料4「各論 第7章 差別の解消及び権利擁護の推進」の内容の主な修正内容について御説明させていただきます。資料4の1ページをごらんください。「基本方針」の上から2行目、こちらに「社会的障壁」の前に「必要かつ合理的な範囲の」という文言を入れさ

せていただいております。前回の会議において、「社会的障壁を取り除くために必要とされている、除くために求められているものというのは、あくまでも必要かつ合理的な範囲ではないか」ということの見解をいただき、そのことについて示させていただくという形で、この「必要かつ合理的な範囲の」という文言を入れさせていただいております。

また、この「基本方針」の中に、千葉県の「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」についても触れてみてはどうかという御意見を伺いました。千葉県の「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」は、平成18年10月に成立したものです。障害を理由とする差別解消の推進については、障害者差別解消法の成立とともに、国においてその基本方針が定めることとなっており、本市においても国の定める基本方針をもとに、差別の解消を行ってまいりたいと考えております。

千葉県に、障害者差別解消法の成立とともに、この県の条例の取り扱いがどのようになるか確認したところ、現段階では県の条例の取り扱いについては、今後検討予定ということでした。ここでの記載については、事務局案のままとさせていただき、今後千葉県の条例についても、その動向については注視してまいりたいと考えております。

続きまして4ページをお開きください。こちらに項目8「心のバリアフリー化の推進」という項目を追加させていただきました。さきほども御説明させていただきましたが、前回はこの項目につきましては、「各論 第5章 生活環境」で案を示させていただいておりましたが、前回の会議において、この項目については「第7章 差別の解消及び権利擁護の推進」で掲載するほうが適当ではないかとの御意見をいただき、こちらの項目につきましては「各論 第7章 差別の解消及び権利擁護の推進」に掲載するという修正をさせていただきます。

議事3の説明につきましては以上でございます。

#### ○中坪委員長

委員長です。ただいまの御説明について、御意見、お尋ねになりたいことがあればお話しさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。先ほどの話ともかかわってくると思いますが、「心のバリアフリー化」というようなことがこちらに記載されたということでございます。

#### ○山田委員

山田です。千葉県の条例に関して前回、提案というか意見を述べさせていただきました。今、事務局からここに、こういうように対応してくださったということをお聞きしたので、今後も注視していただいて、どうやってこの意向を生かしていけるかということを考えていけたらいいと思います。よろしく願いいたします。



○中坪委員長

一応、この方向でよろしいということで。ほかにはいかがでしょうか。そうしましたら「第7章 差別の解消及び権利擁護の推進」について、御説明のとおりの方案でお認めいただいたということにいたします。

それでは議事の4になります。次は「推進体制」の修正案ということになります。御説明をお願いいたします。

#### 議事4

##### 「推進体制」修正案について

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。それでは議事4「推進体制」修正案について御説明させていただきます。それでは資料5「推進体制」をごらんください。前回からの修正箇所については、こちらにつきましても削除部分を取り消し線、追加した部分については下線を引かせていただいております。

資料5「推進体制」の主な修正内容について御説明させていただきます。資料5、4ページをお開きください。項目7「身体障害者補助犬法の啓発」という項目をこちらに追加させていただいております。こちらの項目につきましても、前回の第2次の計画においては、「生活支援」として整理させていただいておりましたが、今回の第3次の計画において検討を行った際に、この施策については「理解の促進」ということで、「推進体制」の「障害及び障害者理解の促進」の項目に入れるべきではないかということから、こちらに追加をさせていただいております。

続きまして6ページをお開きください。こちらに項目の4「障害福祉団体への支援」という項目を、こちらに追加させていただいております。こちらの項目につきましても、前回の第2次計画では「生活支援」として整理させていただいておりましたが、今回の第3次計画においては、「推進体制」に定義すべきではないかということで、こちらの項目に追加をさせていただいております。

あわせて、こちらの課題の記載につきましては、今まで「ボランティア活動の促進」とさせていただいたものを、「ボランティア活動等の促進」と修正させていただいております。また、前回の会議において、「ボランティアと事業所・施設のマッチングについて推進してほしい」という意見をいただきました。このことも担当課に伝えさせていただき、そのことについては「現段階では議論を深めていく段階である」という回答をいただいております。

議事4の説明につきましては以上でございます。

○中坪委員長

委員長です。推進体制についての修正案ですが、御説明のとおりです。いかがでしょうか。

○宮代委員

宮代です。ささいなことで恐縮なのですが、3ページの(2)「障害及び障害者理解の推進」の中の項目1「交流保育の推進」で、施策の方向性の中に「引き続き療育施設の発達支援児と保育園児」とありますが、「発達支援児」という言葉が余り使わないのですよね。発達支援が必要な子供だったら「要発達支援児」になるのでしょうか。例えばこれは「発達障害のある子供たち」とか、いわゆるざっくり「障害児」と言ったほうがいいのでは。「発達支援児」という表現が非常に抽象的で、あいまいというふうになりかねないかなという気がするのですが、その辺を御一考をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（療育支援課 染井）

療育支援課です。この辺の表現についてはもう一度、保育課等と協議してまいりたいと思います。

○中坪委員長

よろしいですか。

○宮代委員

はい。

○中坪委員長

そのほかはいかがでしょう。御意見がなければ、この「推進体制」については「発達支援児」という言い方が適当かどうかと検討をいただいて、再度お示しいただくということになるかと思えます。「発達支援児」という言い方だと、全部入ってしまうかもしれないということですね。知的障害の人たちもみんな該当するということになるかもしれませんので、表現等について、より適切な表現をという御意見かと思えますので、その御検討を一つ残した上で、全体についてお認めいただければと思います。特に御意見がなければそういうこととして、「推進体制」についてお認めいただいたということにいたします。

それでは次であります。議事の5になります。各論の「第1章 生活支援について」ということでございます。御説明をよろしくお願いいたします。

## 議事 5

### 「各論 第1章 生活支援」について

#### ○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。それでは議事5「各論 第1章 生活支援」について御説明させていただきます。資料の6、「生活支援」をごらんください。

生活支援の内容についてですが、基本方針及び項目としては、六つの課題とそれらに対する必要な施策で構成されております。「相談支援体制の構築」、「障害福祉サービス等の利用の推進」、「障害児支援の充実」、「福祉用具の支給」、「情報提供の充実等」、「意思疎通支援の充実」、この六つが「第1章 生活支援」における主な内容となります。

それでは「基本方針」について説明させていただきます。「生活支援」の「基本方針」としまして、障害のある人への支援対策として、平成18年4月に施行した「障害者自立支援法」により、障害の種類によって異なる各種福祉サービスが一元化され、これにより、障害の種類を超えた共通の場で、それぞれの障害特性などを踏まえたサービスが提供することができるようになりました。

また「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする改正が行われ、障害福祉サービス等の対象となる障害のある人の範囲に難病患者が含まれるなどの支援の見直しが行われました。

障害児支援については、平成24年4月から知的障害児施設等の障害種別に分かれていた施設体系について、通所による支援を「障害児通所支援」、入所による支援を「障害児入所支援」にそれぞれに一元化するなどの障害児支援の強化が図られました。

障害の有無によって分け隔たれることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現のためには、障害のある人が身近な場所において必要な日常生活及び社会生活を営むことができるよう、相談支援体制が構築され障害福祉サービス等が利用しやすい環境が整備される必要があります。

また、障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう情報提供や意思疎通の支援を行う必要があります。

「各論 第1章 生活支援」の「基本方針」については以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○中坪委員長

委員長でございます。まず「生活支援」で新たに提案されたものでございます。「基本方針」についての御検討を、まずお願いをしたいと思います。

○中坪委員長

御意見等があればお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御意見がないようなのですが。特になければ、このあと各論等の説明になるのでしょうか。

それでは「基本方針」については御理解いただいたということにして、その次の説明をお願いいたします。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。それでは続きまして、各課題とその施策について御説明させていただきます。それでは課題（１）、「相談支援体制の構築」について御説明させていただきます。課題（１）「相談支援体制の構築」については、「１.船橋市自立支援協議会による障害のある人への支援体制の整備」、「２.相談支援体制の構築」、「３.基幹相談支援センター「ふらっと船橋」による相談支援の充実」、「４.障害者相談員による相談の実施」、これらの四つの施策を相談支援体制の構築として進めていくべき施策だと考えており、それぞれについて項目、現状、施策の方向性という形で示させていただいております。これらの施策のうち、幾つかについて御説明させていただきます。

まず２ページの項目１、「船橋市自立支援協議会による障害のある人への支援体制の整備」について説明させていただきます。本市では、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備についての議論を船橋市自立支援協議会にて行っております。また、船橋市自立支援協議会では専門部会を設置し、課題別の検討事項について協議を行っております。今後も船橋市自立支援協議会及び各専門部会にて、障害のある人の支援体制の整備について協議を行ってまいりたいと考えております。

続きまして項目２、「相談支援体制の構築」について説明させていただきます。相談支援事業所で構成される船橋障害者相談支援事業所連絡協議会において、各相談支援事業に係る諸問題の検討及び研究、関係機関団体等のネットワークづくりなど相談支援体制の構築を図っております。引き続き、船橋障害者相談支援事業所連絡協議会による相談支援体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

続きまして項目３、「基幹相談支援センター『ふらっと船橋』による相談支援の充実」について説明させていただきます。平成２４年１０月より基幹相談支援センターとして、「ふらっと船橋」が地域の相談支援の中核的な役割を担っており、今後も「ふらっと船橋」を中核として相談支援を実施してまいりたいと考えております。

続きまして課題（２）、「障害福祉サービス等の利用の推進」について御説明させていただきます。資料３ページをごらんください。課題（２）「障害福祉サービス等の利用の推進」については、「１. 障害福祉サービス等の充実」、「２. 難病患者に対する障害福祉サービス等の支援」、「３. 重度重複化への対応」、「４. 高齢化への対応」、「５. グループホームの

充実」、「6. 福祉ホーム・生活ホームによる支援」、「7. グループホーム等入居者家賃補助の実施」、「8. 生活訓練等事業の推進」、「9. 障害児等療育支援事業の推進」、「10. 精神障害者の社会復帰施策の推進」、「11. 一時介護の充実」、「12. 日中一時支援事業の充実」、「13. 重度身体障害者等入浴サービス事業の充実」、「14. 障害者等移動支援事業の充実」、「15. リフトカーによる移動支援の充実」、「16. 福祉タクシー利用料金の助成」、「17. 自動車改造費及び自動車免許取得費の助成」、「18. 障害者施設等通所交通費の助成」、「19. 福祉有償運送運営協議会の開催」、「20. 食の自立支援事業の実施」、これらの施策を障害福祉サービス等の利用の推進として、進めていくべき施策だと考えております。こちらにつきましても、幾つか御説明をさせていただきます。

3ページにお戻りください。項目2、「難病患者に対する障害福祉サービス等の支援」について御説明させていただきます。平成25年4月の「障害者総合支援法」の改正により、難病患者も障害福祉サービス等を対象とする障害者の範囲に難病患者も含まれることになり、難病患者に対しても障害福祉サービス等の支援を行っております。引き続き、難病患者に対する障害福祉サービス等についての周知を図るとともに、支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、4ページをお開きください。項目5、「グループホームの充実」をごらんください。地域移行の推進を図るため、グループホームの整備費について補助を行っており、引き続きグループホームの整備費の補助を行ってまいります。また、グループホームの運営費についても補助を行っており、引き続き障害のある人の自立支援に寄与するため、グループホームの運営費について補助を行ってまいります。

5ページをお開きください。項目12、「日中一時支援の事業の充実」について御説明いたします。障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息等の支援を行っております。引き続き日中一時支援の充実を図ることにより、障害のある人及びその家族の支援を行ってまいります。

6ページをお開きください。項目14、「障害者等移動支援事業の充実」について御説明いたします。屋外での移動が困難な障害のある人が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出支援を行っており、引き続き障害のある人の社会参加のための外出の支援を行ってまいります。

続きまして課題(3)、「障害児支援の充実」について御説明させていただきます。7ページをごらんください。課題(3)「障害児支援の充実」については、「1. 療育支援体制の整備」、「2. 児童発達支援の実施」、「3. 放課後等デイサービスの実施」、「4. 保育所等訪問支援の実施」、「5. 早期発見・早期療育の充実」、「6. 療育内容の充実」、「7. 保育所における障害のある児童の受け入れ」、「8. 幼稚園における障害のある児童の受け入れ」、「9. 放課後ルームにおける障害のある児童の受け入れ」、これらの施策を障害児支援の充実として、進めていくべき施策だと考えております。こちらについても、その施策に

ついて幾つかを御説明させていただきます。

7ページにお戻りください。項目1、「療育支援体制の整備」について説明させていただきます。こども発達相談センターを基幹とし、福祉、教育部門などの周辺関係機関との連携を強化し、広く支援体制を整備することで、総合的・一貫性のある療育支援体制の充実を図っており、引き続き連携を強化するための会議等を開催していきます。

続きまして、8ページをお開きください。項目2、「児童発達支援の実施」をごらんください。未就学の障害児が日常生活の向上を図るため、基本的動作の指導や集団生活への適応訓練を行っており、引き続き児童発達支援を実施することにより、障害児の日常生活の向上を図ってまいります。

続きまして項目4、「保育所等訪問支援の実施」をごらんください。保育所等に通う障害児が集団生活の適応のために、訪問支援員の専門的なアドバイスを行っております。引き続き保育所等訪問支援を実施することにより、集団生活の適応向上を図ってまいります。

続きまして9ページをごらんください。項目7、「保育所における障害のある児童の受け入れ」について御説明させていただきます。船橋市発達支援保育実施要綱に基づき、保育に欠ける発達支援児の保育所での受け入れを行っております。また、保育所のバリアフリー化についても推進しております。今後も船橋市発達支援保育実施要綱に基づき、保育を必要とする発達支援児の保育所の受け入れを行っていき、保育所のバリアフリー化についても推進してまいります。

続きまして課題（4）、「福祉用具の支給」について御説明させていただきます。10ページをお開きください。課題（4）「福祉用具の支給」については、「1. 補装具費の支給」、「2. 日常生活用具費の支給」、これらの施策を「福祉用具の支給」として進めていくべき施策だと考えております。それでは、これらの施策について説明させていただきます。

項目1、「補装具費の支給」として、障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、補装具費の購入・修理などの支給を行っており、引き続き障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、補装具費の支給を行ってまいります。

続きまして項目2、「日常生活用具費の支給」の説明をさせていただきます。項目2「日常生活用具費の支給」として、障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、日常生活用具費や日常生活用具取付費用の支給を行っており、引き続き障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、日常生活用具費や日常生活用具取付費用の支給を行ってまいります。

続きまして課題（5）、「情報提供の充実等」について御説明させていただきます。課題（5）「情報提供の充実等」については、「1. 聴覚障害者ファクシミリ・ネットワーク（Fネット）事業の推進」、「2. 図書利用の支援」、「3. 点字広報・声の広報の発行」、「4. 市ホームページにおける情報提供の推進」、「5. 声の市議会だより・市議会だより点字版の発行」、「6. 公文書の音声コード化」、これらの施策を情報提供の充実等として進めていくべき施策だと考えております。こちらからもその施策について、幾つか御説明させてい

たきます。

項目1、「聴覚障害者ファクシミリ・ネットワーク（Fネット）事業の推進」について御説明させていただきます。聴覚障害者への情報提供の充実を図るため、ファクシミリを利用した情報提供を推進しており、引き続きファクシミリを利用した情報提供について推進してまいります。

続きまして、11ページをごらんください。項目3、「点字広報・声の広報の発行」について御説明させていただきます。広報ふなばしの点字版・録音版を発行することにより、情報提供の推進を図っており、引き続き、点字広報・声の広報を発行することによる情報提供の推進を図ってまいります。

続きまして項目5、「声の市議会だより・市議会だより点字版の発行」について御説明させていただきます。市議会だよりの録音版である声の市議会だよりや市議会だよりの点字版を発行することにより、市議会の情報提供の推進を図っており、引き続き「声の市議会だより・市議会だより点字版の発行」により、市議会の情報提供の推進を図ってまいります。

続きまして課題（6）、「意思疎通支援の充実」について御説明させていただきます。12ページをお開きください。課題（6）「意思疎通支援の充実」については、「1. 手話通訳者・要約筆記者による意思疎通支援の推進」、「2. 手話講習会の実施」、「3. 盲ろう者通訳・介助員による意思疎通支援の充実」、これらの施策を意思疎通支援の充実として進めていくべき施策だと考えております。こちらについても、その施策について幾つか説明させていただきます。

項目1、「手話通訳者・要約筆記者による意思疎通支援の推進」について説明させていただきます。手話通訳者・要約筆記者を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を推進しております。また、手話通訳者・要約筆記者の派遣を推進するため、手話通訳者・要約筆記者の養成を行っております。引き続き、手話通訳者・要約筆記者の派遣及び養成を推進してまいります。

13ページをごらんください。項目3、「盲ろう者通訳・介助員による意思疎通支援の充実」について御説明させていただきます。盲ろう者通訳・介助員を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を推進しております。また、盲ろう者通訳・介助員の派遣を推進するため、盲ろう者通訳・介助員の養成を行っております。引き続き、盲ろう者通訳・介助員の派遣及び養成を推進しております。

続きまして、資料7をごらんください。こちらは、第2次計画の進捗状況で、「生活支援」の施策に当たる部分について抜粋したものです。こちらからも幾つか御説明させていただきます。資料1ページの番号6番をごらんください。「巡回相談の充実」ということで、市内私立幼稚園・公立・私立保育園からの依頼により、こども発達相談センターの専門職員が巡回相談を行っており、その相談件数について記載させていただいております。

続きまして、資料の2ページをお開きください。番号10番と11番をごらんください。

船橋市発達支援保育実施要綱に基づき、発達支援児保育を実施しており、発達支援児の保育所での受け入れ人数について記載させていただいております。年ごとによって、ばらつきはございますが、全体的には受け入れの数については増えております。また26年度の様況としましても、現在でその受け入れの人数については1,000人を超えているとのことでした。

資料3ページをごらんください。番号の30番・31番・32番をごらんください。「グループホーム等の確保」についての進捗状況について記載させていただいております。定員が6人以下のグループホームの法人について、運営費の補助やグループホームの整備のための補助を行っております。

資料4ページをお開きください。番号42番をごらんください。「日中一時支援事業の充実」についての進捗状況について記載させていただいております。日中一時支援の利用回数については年々増加しております。

続きまして資料6ページをお開きください。番号の61番をごらんください。「グループホーム等家賃補助」として、グループホーム等入居者家賃補助の助成人数について記載させていただいております。グループホーム等入居者家賃補助の助成人数についても年々増加しております。

続きまして資料の7ページをごらんください。番号の79番をごらんください。「手話通訳者の派遣の充実」ということで、手話通訳者についての進捗状況について記載させていただいております。こちらの派遣数についても年々、増加しております。以上で第2次の計画の進捗状況についての説明とさせていただきます。

「生活支援」についての事務局からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○中坪委員長

委員長です。内容は多岐にわたっております。御説明もたくさんありましたが、御意見等があればと思いますがいかがでしょうか。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

事務局です。議事開始から1時間ほど経過しておりますが、休憩等いかがなさいますか。

○中坪委員長

休憩とりましょうか。ちょっと一息入れましょうか。それでは、とりあえず御説明を受けたという段階で、このあとの協議からを休憩後にしたいと思います。それではちょっと一息入れていただきます。お休みください。

《休憩》



○中坪委員長

よろしいでしょうか。はい、それでは再開いたします。御説明を事務局からいただきました。個別の課題に関わる内容をこれから御検討いただきますが、課題の柱が六つありますので、一つずつ整理をしていったほうがいいかなというふうに思ったりもします。それで、まず課題の(1)「相談支援体制の構築」というところがございますが、内容についてはお手元の資料がございますので、繰り返しませんけれども、このことに関わって、何か御意見があればいただきたいと思います。

○清水委員

「ふらっと船橋」の清水といます。この部分でですね、「相談支援」っていうところで平成24年から実施されています計画相談について、記入をどこにもないようなところもありまして。セルフプランも含めてこの計画相談が重要になってきますので、御検討いただきたいなというところで、お願いいたします。

○中坪委員長

委員長です。今のは要望で、事務局で検討していただくということによろしいですか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局です。今、清水委員からの指摘で相談支援体制のところには記載させていただいて、確かに計画相談支援のことについては現状で記載されておりませんので、盛り込むような形で検討させていただきたいと思います。以上です。

○中坪委員長

他にはいかがでしょうか、「相談支援体制の構築」というところに関わって。

○島田委員

公募委員の島田です。3ページの(2)の「障害福祉サービス等の利用の推進」の2番目ですか。現状のところ、どこも同じ言葉が繰り返しいっぱい入ってるので、文言をもう少しすっきりしていただくと、分かりやすいと思います。福祉サービスが繰り返し出てくるので、やはり一語にできるのではないかと思うのですね。「改正により対象がふえま

○中坪委員長

委員長です。今のは、課題の(2)の文言上のことかと思いますが。取りあえず整理の関係で、課題(1)について特に御意見なければ、今のお話も含めて、(2)のほうに移りたいと思います。

そうしましたら、ただいま御意見いただきました課題（２）「障害福祉サービス等の利用の推進」ということで、今いただいた御意見は項目２の文言、現状の文言をもう少し整理をして分かりやすくということによろしいですか。事務局にお預けする形でもよろしいでしょうかね。そうさせていただきます。他に課題（２）に関わる内容、たくさんございます。

#### ○宮代委員

宮代です。二つほど、まずお願いしたいと思います。まず一つ、課題（２）の項目５の「グループホームの充実」です。ここに整備費の補助の件、あるいは運営費の補助、それから項目７には家賃補助も出ています。もちろんグループホームの充実うんぬんということについてになりますけれども、御存じの通りグループホームをめぐるのは、消防法施行令の問題でありますとか、建築基準法の問題とかございます。来年の春には消防法施行令が改正されまして、スプリンクラーの設置が、障害の重い方が多い場合は義務付けられるっていうことになってます。それはそれで消防法施行令改正をクリアするんですけども、「じゃあ、建築基準法上の問題はどうなるんだ」というふうな形ですね。

例えば障害のグループホームですと、やはりそれは不動産屋等を通して第三者から借りてる場合があって、なかなかスプリンクラーを付けられない場合があると。「じゃあ、そういう残ったのはどうするんだ」と言われたら、まあ平成３０年の３月まで経過措置だからということがあるかとは思いますが、なかなかその辺はやはり関係各機関、部局等でやっぱり、行政機関からの連携等をやっていただかないと違法状態での使用ということになりかねません。やはり今後充実のためには、関係部局との連携協議等を継続してやっていくみたいな形でお示しいただかないと、私どもとしては不安な思いがしております。その辺を書き加える方向でお願いしたい。

それから、もう一つです。項目４の「高齢化への対応」ですね。今回、高齢化の対応ということで、介護保険サービスへの切り替えがスムーズに。これはこれで結構なんですけれども、例えば第２次計画では、資料７をごらんいただきますと、例えば３ページの No. 33で「グループホーム等の確保」の中で、高齢化・重度化する入居者に対するうんぬんとかが出てました。これらに対しては独自の対策を行うにはいたってないということになっているわけですね。

それと、あと７ページの No. 64で「高齢障害者に対する支援」ということで、これは施設における高齢化の問題ですね。これについても、高齢者に対する加算等は検討できてないということがうたわれております。正直言いまして、施策的にはまだ進んでないというふうに判断せざるをえません。障害のある方の高齢化っていうのは、私どものような現場におりますと、これはかなり大変な問題でして、そう簡単には介護サービスには移行できないんですね。というのは、もともとやはり介護を第一義とする介護保険と、生活全般にわたる障害福祉サービスでは趣旨が違いますし、そんなに６５歳になってから、あるいは

は特定疾患があるからってということで、介護保険に移行できない。

だからグループホーム一つを取りましても、障害のある方が65歳になったから、じゃあ高齢の認知症のグループホームへ行けるかという、行かないのですね。第一、それは費用負担の問題もありますし、いろんな意味でそんなに介護サービスのほうに移行できないっていう状態があります。ですので、やっぱり高齢の方には高齢の方特有の、障害の方には障害特有の高齢化対策というのがあってしかるべきだと私は思っております。そういう意味では、高齢化への対応の中で、その辺のことを踏まえた何らかの記述がないと、ちょっと書き方として納得がいかない気がしておりますので、その辺も御検討お願いしたいと思います。以上です。

○中坪委員

委員長です。趣旨はお分かりいただけたかと思えます。グループホームの、消防法だとか建築基準法ですかね、それへの対応方法、先を見越してですね、今から手を打ったほうがいいんじゃないかという、そういうことだと思います。

それから、高齢化についてもその通りの話でございますので、先を見越して、少し方向性を示すことも大事ではないかという御意見かと思えます。事務局にこれもお預けする形でよろしいでしょうか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局です。先ほどの、まずグループホームの件ですが、問題点と今後の方向性について示せるような形で、こちらでも検討させていただきたいと思えます。高齢化への対応についても、どのような形で計画に盛り込めるかについて検討させていただきたいと思えます。以上です。

○中坪委員長

委員長です。よろしいでしょうか。ほかに御意見等があれば。

○山田委員

はい。山田です。ちょっと私の不明かと思うんですが、「グループホームの充実」ということと、その6番に「福祉ホーム・生活ホームによる支援」ということになっております。その違いといいますか、“グループホーム一元化”というようなことを伺っている中で、やはり福祉ホーム・生活ホームによる充実も必要という判断でここに置かれていると思うんですけれども。そのような制度について教えていただきたいと思えます。

○中坪委員長

委員長です。事務局よろしいですか。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

事務局です。「生活ホーム」というのはまだ船橋にはございまして、「福祉ホーム」もございまして。一般的には、現在建築を進められているものは、障害者の「グループホーム」ということになるんですが、それなりに「生活ホーム」もメリット等はございますので、今現在としては、施策としては残しておいている状況ですので、計画では載せさせていただいております。

○中坪委員長

よろしいですか。内容はどう違うのかみたいなことの御説明をほしいということでしょうか。グループホームとの違いとか。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

大きく申し上げますとグループホームと違って給付費の世界とは少し外れた、市の予算で運営されているというのが「生活ホーム等」という形で、違いが出ております。

○中坪委員長

よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

○山本委員

視覚障害の山本一郎です。点字広報、声の広報、それから議会だよりの音声点字版、本当にありがとうございます。しかしながら、あまり伸びてないんですね。名簿が、プライバシーなんかでいただけません。我々の会員だけは行ってるんですけども。役所で、できれば名簿を持っておられると思います。大体、視覚障害者が1級～6級まで。それで広報、音声点字版は2級ぐらいまでは無料で配布されておりますが、800人以上の視覚障害者、ひいては重度障害者もだいぶおりますので、役所のほうで一つ宣伝してもらえませんか。そういう音声・点字版を取るように要望しておきます。

○中坪委員長

委員長ですが。ただいまのは課題の（5）になりますでしょうか。「情報提供の充実等」という、そのことに関わってお話かと思えます。さらに周知方法を図って、利用される方の便を図るといいますか、そういうことでよろしいでしょうか。

○山本委員

はい、結構です。

○事務局（障害福祉課 玉川）

先ほど名簿の提供の話があって、名簿が提供できるかどうかという話は分からないんですけども、点字広報や声の市議会だよりについて周知や推進について御意見があったということは、担当課に伝えさせていただきたいと思います。以上です。

○中坪委員長

はい。ほかにはいかがでしょうか。

○好村委員

好村です。ちょっとお尋ねしたいんですけど、福祉サービスの利用の推進で、項目がずっとありますけど。それと、障害福祉のしおりがありますよね。それとの整合性がどうなってるのかなということで、ちょっとお伺いします。

もう一つは、今回「サービス利用計画」をつくるときに、さっき相談支援の体制のところでありましたけど、「サービス利用計画の作成」についての項目は必要じゃないかなと思うんですけど、それについての見解をお願いします。

○中坪委員長

事務局にお答えをいただきたいと思いますが、よろしいですか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

先ほどの計画の構成についての話なんですけれども、基本的に今回の計画の構成は、前回の計画の構成と、あと国で示されている構成に沿って作成をさせていただいております。計画相談、サービス等利用計画案についてのお話もあったかと思いますが、先ほど課題（１）の「相談支援体制の構築」のところで、計画相談支援についての内容について反映されていないのではないかという御意見をいただきまして、そのことについて、「計画相談」についても今回の計画の中で反映させていただくような形で、また皆様にお示しさせていただきたいと思います。以上でございます。

○好村委員

よろしくをお願いします。

○中坪委員長

委員長です。ほかにはいかがでしょうか。

#### ○宮代委員

宮代です。たびたびすみません。2点ほどお願いしたいと思います。一つは、今回項目の中に、長いんですけども、例えば、第2次計画進捗状況の御報告をいただきまして、4ページの39番、「介護サービスの充実」で「短期入所の充実」があったんですね。もうこれも現場介護から言わせていただきますと、短期入所へのニーズはすごく高いんですよ。本当に、何というのでしょうか、いつもお断りせざるをえないような状況です。地域福祉充実という中で、やっぱり在宅、あるいは地域での生活うんぬんという中で、やっぱり御家族への支援も含めて、短期入所需要というのはかなり重要な位置を占めますので、やはり「短期入所の充実」っていうことは、やはりぜひ項目として挙げておいていただきたいというのが一つございます。

それからもう一つです。第2次計画では、介護サービスの中で施設種別に応じたあり方の充実という項目の中にありました。要するに、施設のあり方ということで、例えば入所型施設の再構築うんぬんなんていうこともあったんですけども、これは県の障害者計画の中でも議論になるんですけども、強度行動障害って言われる人たちですね。この人たちを、どこで受けていくのかということになのですね。それは従来の支援体制では、なかなかやっぱりうまく支援が届かないような強度行動障害と言われる人たち。そう人数がたくさんいらっしゃるわけじゃないから、市町村の計画というのは大体、県レベルの計画から比べるとざっくりしたものになりがちなんですけども、60万人の船橋という街では、恐らく、強度行動障害という方も結構いらっしゃるはずなんです。そういう方々を地域で見えていくっていう発想の中に、その処遇をどうするかっていうのはきちんと挙げておかないと大きな問題になる。

なぜ、あえて申し上げるかということ、それらはやはりいわゆる、強度行動障害の人たちを専門的にお預かりするのはよかったですけども、結局地域から外れて、あそこに居続けざるをえないような生活を強いられることになってしまうわけであって、第一義的には、地域の中で受けとめていく。そのためにも、強度行動障害者の処遇がどうあるべきか。それは施設なのか、グループホームなのか、あるいは在宅支援でできるのかとかですね。いろんなことも含めて、強度行動障害の方のいわゆる処遇ということも考えていかなければいけないと思っておりますので、どこにからめるか議論をしなきゃいけないことだと思うんですが、ぜひ项目的に挙げていただければありがたいかなと思います。

#### ○中坪委員長

はい、よろしいでしょうかね。繰り返しませんけれども、どこかの課題の中に、今のようなことも含められれば、そういう御意見でよろしいでしょうかね。

○清水委員

すみません、清水です。今の宮代委員の意見に付加して、触法障害者に関しても、どこかでケアできるようなことを考えていただけるといいかなというふうに。「相談支援」の立場で申しあげます。

○中坪委員長

触法障害者、犯罪を犯して収容されている方たちの出所後の対応も含めてでしょうかね。かなり大きな課題になりつつある事項かと思います。そのことについても、入れられるようであればどこかに、ということだと思います。よろしいですか。

○鈴木章浩委員

誠光園の鈴木と申します。私も宮代委員のことで、関連付けたいと思うんですけども。資料7の4ページの40番に「医療的ケアを必要とする重度障害者のショートステイ事業の利用について」というところで、取り組みを行えなかったところなんですけども。私も誠光園という場所が、重度の身体障害者の方がもう10人に達するのですね。区分5～6の割合が8割を占めるような状況になります。そこに入られている方、また相談がある場合でもですね、医療的ケアの必要とする方の生活場所、そのサービスの調整という部分では非常にいつも課題を感じているところでもあります。そのサービスを利用する場合にも、船橋市ではなくて別の市で調整せざるを得ない状況等もありますので、もちろんここに書かれているショートステイ事業についても取り上げていただいたんですが、生活全般をとらえて、その受け皿という部分で御検討いただければと思います。以上です。

○中坪委員長

よろしいでしょうか。かなり障害の重い方たちへの医療的行為を含めた対応について、そういうところの課題、あるいはこれからのこととして盛り込めるようであればという、そういうことだと思います。事務局のほうで、何かございますでしょうか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

今、委員から御指摘があった事項については、検討させていただいて、次回、内容についてお示しや、その検討結果について御説明させていただきたいと思います。以上です。

○中坪委員長

内容がかなり多岐にわたっておりますので、いろいろ御意見、御要望等もお在りかと思いますが、時間がちょっと気になっておましてですね。毎回、申しわけないんですけども。もう一つ大きなのがありますので、ここまでとさせていただいてもよろしいでしょうかね。また資料をお読みになって、いろいろ御意見等が出てくるかと思います。事務局

にお伝えいただいて、対応できる箇所はお考えいただくというようなことにさせていただいてもよろしいでしょうか。

ちょっと細かなところでですね。表現、文言上の言葉なんですけど。8ページの2のところ。「未就学の障害児が」という言葉があります。この場合の「未就学」は、恐らく「学齢前の」という意味だと思うんです。「未就学」って言い方をしますと、就学猶予・就学免除を受けて、教育を受けられない子供たちを指す用語でもありますので、それに該当する子供はほとんど今、日本ではないんです。全国に50人くらいだと思いますので、この場合はむしろ「学齢前の障害児が」という表現のほうが妥当かなと思ったりもします。細かなことですが、表現の仕方等についてもですね、もし気になることがあれば、事務局にお寄せいただければと思います。

それでは「生活支援」のことについては、具体的な内容等について御意見等があれば、お寄せいただくということを前提にしながら、この示された案を軸にして考えて行くということにしていきたいと思います。よろしいでしょうか。

それではですね、次でございます。次が第4章の「雇用・就業、経済的自立の支援」ということについてであります。事務局から、御説明をお願いいたします。

#### 議事6

##### 「各論 第4章 雇用・就業、経済的自立の支援」について

#### ○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。それでは議事6、「第4章 雇用・就業、経済的自立の支援」について御説明させていただきます。資料の8をごらんください。こちらにつきましても、まず資料8の第3次の事務局案を説明させていただきます。それから資料9の第2次の進捗状況についていくつか御説明させていただきます。

それでは資料8の1ページをごらんください。「雇用・就業、経済的自立の支援」における「基本方針」について御説明させていただきます。障害のある人が地域において、その適性に応じて自立した生活を送るためには就労が重要です。働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を発揮することができるように、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように支援を推進することが重要です。また、一般就労が困難である人には、障害者就労施設等からの物品等の調達による支援により、就労継続支援B型等の福祉的就労の工賃水準の向上を図っていく必要があります。平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、同年船橋市においても「平成25年度船橋市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、総合的な支援を図っております。

また、障害のある人が質の高い自立した生活ができるように、雇用・就業の促進に関する施策とあわせて、年金や諸手当等の支給により、経済的自立の支援をしていく必要があ



ります。今後、施行される雇用分野における障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）等を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」を受け、障害のある人の雇用対策等をより一層充実させていく必要があります。

以上が「第4章、雇用・就業、経済的自立の支援」の「基本方針」となります。よろしくお願いたします。

○中坪委員長

委員長です。「雇用・就業、経済的自立の支援」の「基本方針」にかかわっての御意見等をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山本委員

視覚障害の山本ですが。皆さんもすでにご存じのように、視覚障害者の多くは針灸マッサージ業で生計を立てておりました。これは私がやっていますから間違いないんですが、視覚障害者の適職なんですね。今、その適職を、職業選択の自由とはいえ、奪われております。この間も千葉の特別支援学校に電話して、視覚障害者の職業をどういうふうに行っているのかというと、今、全国的にも一般的には模索しているところです。

それで船橋の場合はワークアイさん、いいことなので名前出させてもらいますが、そこでは、私が以前言いましたように点字の広報とかですね、そういったものを点訳してもらいまして、各視覚障害者の家庭に配布、それからテープ・CDそういったものも、ボランティアさんがマザーテープをつくって、それをいろいろ送ってもらったり、ワークアイさんの存在が非常に今多いんです。しかし、それもなかなかですね一般的にはできません。

会員は、ほとんど中途失明者の高齢者で、仕事ができないんですね。一泊旅行も行けない状態なんです、行動が一つ、金銭が一つ。だから私の能力ではなかなか調査ができかねるので、役所のほうもちょっと協力してもらいたいんですね。やはり視覚障害者も働きたいと。それで奥で聞きますと、視覚障害者の場合は年金ですね、障害福祉年金で2級までの方は。働いている人も今は障害福祉年金のほうが多くなって、働いて収入得るのが少なくなりつつあるんです。僕はもう73歳を超えていますので、そんなに仕事はできないんです、疲れて。けど、まあ何とか飯食ってますけれども。本当に若い人の視覚障害者の職業を、本当に心配しております。一つ役所のほうでも、御理解のほどお願いたします。

○中坪委員長

「基本方針」の中身というか、次の話に絡むかと思しますので、御要望として承っておけばよろしいでしょうか。

○山本委員

はい、結構です。

○中坪委員長

ほかにはいかがでしょうか。「基本方針」にかかわってですが。雇用率が上がるようなことについては、ここには記載しなくてもいいんですかね。それから対象が精神障害の方たちも、いずれ雇用義務が課せられることになりますので。そんなことも文の中にあってもいいかとちょっと思ったんですが。可能ならば、ということですけども。よろしいでしょうかね、それでは「基本方針」については大筋、御理解をいただいたということにいたします。

各課題についての御説明をお願いいたします。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。それでは「雇用・就業、経済的自立支援」の各課題とそれらの現状と施策の方向性について御説明させていただきます。2ページ目をお開きください。

課題（1）、「障害のある人の雇用促進」について御説明させていただきます。課題（1）「障害のある人の雇用促進」は、「1.就労希望者への情報提供」、「2.障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律に向けての取り組み」、「3.企業への啓発」、「4.各種制度の周知」、「5.合同面接会の開催」、「6.市職員としての雇用」、「7.事業主への雇用支援」、こちらの七つの施策を、障害のある人の雇用促進として進めていくべき施策だと考えており、それぞれについて項目、現状、施策の方向性という形で決めさせていただいております。

それでは課題（1）、「障害のある人の雇用促進」の施策について、いくつか説明させていただきます。2ページをごらんください。項目1、「就労希望者への情報提供」について御説明させていただきます。就労希望者への情報提供につきましては、障害者就業・生活支援センターへの就労支援員配置のための補助金を交付し、適切な就労相談を受けられる環境整備に努めております。こちらにつきましても、引き続き適切な就労相談、情報提供が行える環境整備に努めていきたいと考えております。また、職場実習先開拓員を配置し、実習先の開拓を行い、就労希望者への情報提供を行っており、引き続き開拓した実習先の情報提供を実施するとともに、就職希望者への啓発活動に努めていきたいと考えております。

続きまして項目3、「企業への啓発」をごらんください。項目3「企業への啓発」については、職場実習先開拓員による企業訪問を行い、障害のある人の職場実習及び啓発の広報、雇用の啓発を行っております。施策の方向性につきましても、実習先開拓員による企業訪問等を通じて、障害のある人の雇用の啓発に努めていきたいと考えております。

続きまして3ページをごらんください。3ページの項目5、「合同面接会の開催」につい

て御説明させていただきます。合同面接会の開催につきましては、公共職業安定所とともに障害者雇用促進合同面接会を実施しております。今後も公共職業安定所とともに障害者雇用促進合同面接会を実施し、雇用機会の拡大に努めていきたいと考えております。

続きまして項目7、「事業主への雇用支援」について御説明させていただきます。事業主への雇用支援につきましては、障害のある人を職場実習に受け入れた事業主に対して、障害者職場実習奨励金を交付しております。また、障害のある人を雇用した事業主に対しては、雇用促進奨励金を交付しております。施策の方向性につきましては、引き続き奨励金の交付を行い、職場実習機会の拡大、雇用機会の拡大に努めていきたいと考えております。

続きまして課題（2）、「総合的な就労支援」について説明させていただきたいと思っております。総合的な就労支援として、項目1「船橋市自立支援協議会専門部会の開催」、項目2「船橋市特別支援連携協議会の作業部会の充実」、項目3「関係機関との連携強化」、項目4「障害者就業・生活支援センターの充実」、項目5「就労定着に向けた支援」、項目6「地域活動支援センター等の充実」、項目7「受け入れの拡大」、項目8「受注及び販路の拡大」、項目9「職親委託制度の利用」、こちらの九つの施策を総合的な就労支援として進めていくべき施策だと考えております。

それでは、「総合的な就労支援」の施策について、いくつか説明させていただきます。4ページをごらんください。4ページ項目3、「関係機関との連携強化」について御説明させていただきます。現状、船橋市自立支援協議会や就労支援部会を通じて、関係機関との連携を図っております。引き続き、船橋市自立支援協議会や就労支援部会を通じて、関係機関との連携を図っていききたいと考えております。

続きまして項目4、「障害者就業・生活支援センターの充実」について御説明させていただきます。障害者就業・生活支援センターについては、就労支援員配置のための補助金を交付しております。施策の方向につきましても引き続き、障害者就業・生活支援センターに対し補助金を交付していききたいと考えております。

次に項目5、「就労定着に向けた支援」について御説明させていただきます。現状、障害福祉サービスを提供する事業所等の職員が一般就労に対する支援の知識を身に付けられるよう、ジョブサポーター研修を実施しております。引き続き、ジョブサポーター研修を実施していききたいと考えております。

続きまして、5ページをごらんください。5ページの項目8、「受注及び販路の拡大」について御説明させていただきます。千葉県障害者就労事業振興センターへ事業委託を行い、障害者就労施設等の受注・販路の拡大について指導を行っております。引き続き、千葉県障害者就労事業振興センターへ事業委託を行うことにより、受注及び販路の拡大に取り組んでいききたいと考えております。

続きまして課題（3）、「福祉的就労の底上げ」について御説明させていただきます。資料の5ページをごらんください。項目1「障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達」、項目2「福祉ショップの開設」の二つの施策を、「福祉的就労の底上げ」として進めていく

べき施策だと考えております。それでは、「福祉的就労の底上げ」の施策について御説明させていただきます。資料の5ページにお戻りください。

項目1「障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達」について御説明させていただきます。「障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達」につきましては、「平成26年度船橋市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、障害者就労施設等からの物品等の調達を行っております。引き続き、障害者就労施設等から物品等の調達の推進をしていきたいと思っております。

続きまして項目2、「福祉ショップの開設」について御説明させていただきます。現状、障害のある人の就労先の確保や工賃向上を目的とする、福祉ショップの設置について検討を行っております。引き続き、福祉ショップの設置に向けての検討を継続していきたいと考えております。

続きまして課題(4)、「経済的自立の支援」について御説明させていただきます。6ページをお開きください。課題(4)「経済的自立の支援」についての施策として、「1. 障害年金制度及び特別障害給付金制度の周知」、「2. 手当の給付」、「3. 心身障害者新規就労支度金の給付」の三つの施策を「経済的自立の支援」として進めていくべき施策だと考えております。それでは、課題(4)「経済的自立の支援」の施策について説明させていただきます。

項目1の「障害年金制度及び特別障害給付金制度の周知」について御説明させていただきます。現状、こちらの制度につきましては、ホームページ、広報ふなばし、障害福祉のしおりに掲載し、周知を図っております。今後も、ホームページ、広報ふなばし、障害福祉のしおりを活用し、周知を図っていききたいと考えております。

続きまして項目2、「手当の給付」について御説明させていただきます。現状、障害のある人を対象とする手当について、ホームページ、障害福祉のしおり等にて周知を図り、各種手当を支給することにより、経済的自立を支援しております。今後も各種手当の支給を通じて、障害のある人の経済的自立を支援していきたいと考えております。

続きまして項目3、「心身障害者新規就労支度金の支給」についてですが、現状は心身障害者新規就労支度金を支給することにより、経済的自立を支援しております。施策の方向性につきましては、心身障害者新規就労支度金の支給を通じて、障害のある人の経済的自立を支援していきたいと考えております。

続きまして、資料の9をごらんください。こちらは第2次の計画の進捗状況で、「雇用・就業、経済的な自立の支援」にあたる部分について抜粋したものです。こちらについてもいくつか御説明させていただきます。

1ページの番号の3番をごらんください。「各種制度の周知」という施策についての計画進捗状況としまして、職場実習先開拓員が企業訪問する際、各種奨励金等の啓発に努めております。

次に番号5をごらんください。「市職員としての雇用」という施策について計画進捗状況

としては、法定雇用率の遵守とともに、障害のある人の新たな職域や雇用形態についての検討を行っております。

次に資料の2ページをごらんください。番号11番「障害者就業・生活支援センターへの働きかけ」という施策について御説明させていただきます。こちらの計画状況といたしまして、船橋市圏域においては、大久保学園の障害者就業・生活支援センターが設置しております。また、就労支援員配置のための補助金を交付しております。

続きまして、番号の15番をごらんください。「受け入れ対象の拡大」という施策についての計画進捗状況として、地域活動支援センター等への受け入れ対象に難病患者を加えております。

続きまして、資料の3ページをごらんください。「職親委託制度の利用」という施策について御説明させていただきます。「職親委託制度の利用」の計画の進捗状況として、職親委託制度の利用により必要な指導訓練を行っております。

「雇用・就業、経済的自立の支援」についての事務局からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

○中坪委員長

第4章の課題四つの具体的な施策の項目、これからの方向性等について御説明いただきました。御意見等があればお出しいただきたいと思っております。

○山田委員

たびたびすいません、山田です。もう時間も無いなかで申しわけありません。やはり就労定着に向けた支援というのがすごく重要だと思います。就労してから、また様々な課題が出てきます。それを一体どこで受けてくれるのか。これは、ちょっとその定着支援を充実するためですね、ジョブサポーター研修だけでは、ちょっと不安ですね。ですから、そこを充実させていく施策を具体的にですね、障害者就業・生活支援センターに、そうした体制を整備するとか、何か検討していただけたらありがたいと思っております。

○中坪委員長

事務局、何かございますか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

そうですね。就業についての定着支援について検討させていただいて、計画に反映できるかどうかについて、また次回以降、示させていただければと思います。以上です。

○中坪委員長

よろしいでしょうかね。センターも含め、あるいは特別支援学校なんかとも手をつない

です、そういう体制ができたらというようなお気持ちも、たぶんおありなのかなと思いますが、御検討いただければと思います。

○清水委員

すいません、清水です。今の山田委員のジョブサポーターの研修についてですね。少し、やはり相談支援の立場からでもそうですけれども、障害者就業・生活支援センター並びにハローワークさんが連携を取りながら、研修会を開いていらっしゃるということで。

資料の9の2ページの12番のところ、毎年1回研修をされてるということで、もともとジョブサポーター研修ということなので、これは養成をしているわけではないという観点からいうと、まあ難しいのかなという点は感じているんですけども。他の発達障害者支援員だったりとか、そういった研修では、フォローアップ研修だったり、スキルアップ研修だったりってということが常時開催されているというところで、おもに研修の主旨としてやられるというふうな方向であるんだとしたら、どういったところを今後考えていかれるのかな。

あと現場で、なかなか定着ということを強く考えていくと、やはりだめな場合、リトライする場合に、なかなか次の相談先が見つからなかったりとか、そういった意味で、ジョブサポーターが現場で生きるようなというか、それはまだまだ課題なんだろうけども。そういったことも視野に入れながら検討していただきたい。ジョブサポーターという形で事業所とか企業とか、こういった中になかなか行けないという部分も現実にありますので、ジョブサポーターというものが、もう少しこう確立していくといいのかなというところを身に染みて感じているので、今日はちょっとお話させていただきました。

○中坪委員長

定着支援に関わって、研修だけでいいのかというようなこととですね。そのための体制づくり等も含めて、いろいろ施策の方向性を具体化できたらというようなお考えかと思いますが、よろしいでしょうか。検討していただくことにいたします。

「市の職員の雇用」というところですね。市は達成されていると理解してよろしいんですね。資料9から拝見しますと、「遵守とともに」って書いてありますので、現状では雇用率を達成しているというふうに理解をしてよろしいんでしょうか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

担当課に確認をして、市の障害者の雇用については達成していると聞いております。

○中坪委員長

少しえらい顔してもいいかもしれません。他にはいかがでしょうか。

○島田委員

企業さんとバッティングするのに、やはりサポーターが、そういう方がいらっしやると心強いなと思ったのです。特に新採用の若い方してみると、実際その場に行っていきなり面接官に会っても、企業がどんなものか分からないまま「ここがいいからと勧められた」ではなくて、事前にできたら学校とハローワークと連携して、希望している企業さんの研修とか、あるいは社内のバリアフリーの様子などを実際に体験してみた上で希望されると、よりいいのかなという気がしたんです。バリアフリー化というのをすごく企業さんが考えられている、そういうような配慮とかもある会社に勤められるといいかなと思いました。以上です。

○中坪委員長

職業選択に当たって、関係機関の対応も含めて、よりていねいな対応があればいいなあということによろしいでしょうか。

○島田委員

島田ですが、付け加えて、このジョブコーチの方が企業で研修、リサーチ後も研修されると、よりいいかなと思うんですね。私のいた会社では何日間かでしたけども、ジョブコーチの方が実際に来て、障害者のやる仕事を研修して、それを身に付けて紹介しました。そういうことが、実際に障害を持つものにとっては、「ああ、こういう仕事ができるんだ」ってことが分かるので、いいのかなって感じました。以上です。

○中坪委員長

市の施策としてそれが可能かどうか、他機関に委ねるといふことがあるかもしれませんが、そんなこともちょっと、検討するときに含んでおいていただくということにしておいてよろしいですか。

それでは「第4章 雇用・就業、経済的自立の支援」については、御提案いただいた内容で大筋は、こういう方向でまとめていただくということになるかと思えます。

全体として、今日予定されていた議題は、一応ひと通り終わったということになりますが、この他で、委員の先生方で何かあれば、お出しいただいと申します。いかがでしょうか。

もし無ければですね、最後に事務局から御連絡等をいただいと申しますが、事務局お願いいたします。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。本日、いくつか委員からの意見をいただきましたこと、また、現在示させていただいている案で、現状で反映できるものについては再度、事務局で検討させ

ていただきまして、皆さまにお示しさせていただきたいと思います。

また次回の開催については、平成26年11月6日を予定しております。また今回は、全体的な計画案についてお示しさせていただく予定となっております。皆さま、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

○中坪委員長

委員長です。事務局にもいろいろ御苦勞をかけますが、よろしくお願いいたします。

他に、特にございませんでしたら、これをもちまして今日の会議は終了とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。